

リスクに備えて**収入保険**に加入しましょう！ 福島県が保険料を助成いたします！

対象者

令和6年または令和7年から収入保険に**初めて加入**する農業者（個人、法人）が対象です。（過去に当該補助を受けたことのない者に限ります。）



福島県の予算の範囲内に限ります。
お早めのお申し込みをお勧めします。



加入者が負担する保険料の **1/3**を助成します！

【従来の補償のタイプ(最大補償)】

基準収入	加入時に負担いただく保険料
500万円	約5万4千円
1,000万円	約10万8千円

1/3
助成！

助成額
約1万8千円
約3万6千円

【新たな補償のタイプ(最大補償)】 ※詳細は裏面へ！

500万円	約11万5千円
1,000万円	約22万9千円

約3万8千円
約7万6千円

※助成額は申請を受け、助成金の計算を行い、決定後に指定の口座に交付(口座振込)いたします。
※この他に付加保険料(事務費)、選択したプランによっては積立金のお支払いが別途必要です。

ご希望される場合は...

収入保険の加入申請時に**保険料助成申請書**を提出ください。
詳しくはお近くの下記お問い合わせ先までお電話ください！

■ 県北支所

TEL: 0243-23-7777
福島出張所
TEL: 024-544-2722
伊達連絡所
TEL: 024-572-5733
相馬出張所
TEL: 0244-23-6236

■ 中央支所

TEL: 024-933-3307
田村出張所
TEL: 0247-82-0249
双葉出張所
TEL: 0240-22-4111
いわき出張所
TEL: 0246-24-1166

■ 県南支所

TEL: 0247-37-1003
白河出張所
TEL: 0248-27-1121
棚倉連絡所
TEL: 0247-33-2261

■ 会津支所

TEL: 0241-23-5144
南会津連絡所
TEL: 0241-62-5588
■ 本所
TEL: 024-521-2730

収入保険ってなに？

青色申告を実施している農業者を対象とした農産物の販売収入全体を補償する制度です。
基本となる**保険方式**と、特約の**積立方式**の組み合わせ（最大補償でのご加入）で、
農業者の基準となる収入の9割を下回った場合に下回った額の9割を補償いたします。



- ・図のように自然災害、価格の低下など様々なリスクに対応します！
- ・**ほとんどの農産物**をカバーします！
- ・保険料の2分の1、積立金の4分の3は国が負担します！
- ・**基準収入の8割以上**の収入を確保できます！（最大補償の場合）
- ・保険期間中の大きな災害により大幅な収入減少が見込まれる場合には、保険金の先払いとして**無利子の「つなぎ融資」**をご利用いただけます！
- ・各種申請をインターネット申請サービスで行うと割引が受けられます！

手厚い補償で
安心だね！



令和6年の制度改革でより充実した制度に！

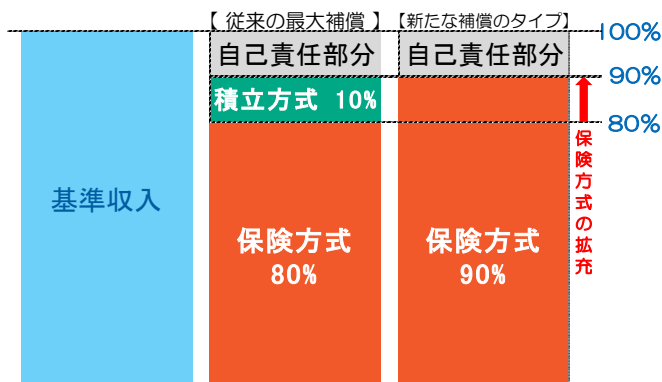
1 加入に必要な青色申告実績年数が短縮されました。

収入保険の加入には2年以上の青色申告の実績が必要でしたが、1年分の実績で加入できるように短縮されました。これにより、**令和6年から青色申告をされる方であれば、令和7年1月契約から収入保険に加入することができます。**

2 新たな補償のタイプが新設されました。

積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、**保険方式のみで基準収入の9割**を補償限度とするタイプが新設されました。従来の方式に比べ、保険料は増しますが、**積立金が無いため、新規加入時の負担が少なくなります。**

新たな補償のタイプのイメージ図



(例) 基準収入が1,000万円の方で
最大補償の場合(新規加入)※

従来の積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%)	
保険料等(掛捨て)	130,140円
積立金	225,000円
負担額合計	355,140円



新たな保険方式充実タイプ (保険方式90%)	
保険料等(掛捨て)	252,077円
積立金	なし
負担額合計	252,077円

約3割の負担減

※令和7年1月以降保険期間開始の契約より適用の保険料率で算定